

NIK TIMES 2017

川北直人レポート

世代をつなぐ絆をつくり、 町と笑顔と未来を守る。



■ご挨拶とご報告／平成29年第2回定例会

■【特集】なぜ？江東区が中央防波堤埋立地の全島帰属を主張するワケ

ご挨拶とご報告

日頃より、地域の皆様には大変お世話になります。

この度私は、無所属議員として二年間活動させて頂く中、都政や国政と更に連携した活動が必要であるとの決意から「江東区議会自由民主党・無所属クラブ」の一員となりました事をご報告させていただきます。

今後は、益々深刻化する日本の安全保障環境や超少子高齢化への対応、首都直下型地震への備え、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の成功、豊洲新市場の早期移転と移転受入の条件として東京都と江東区が交わっていた約束①土壌汚染対策②賑わいの場の創出(千客万来施設整備)③南北交通問題の解決(地下鉄8号線豊洲・住吉間の延伸)の早期実現を都政へと求めていく事、中央防波堤内側・外側埋立地の帰属問題の解決、介護支援・子育て支援の更なる拡充といった国政、都政そして江東区政の重要課題に取組む上で、また自身の公約実現や皆様から頂戴する様々な課題を解決へと導く取組みを進めていく上でも、政府与党・区議会最大会派の一員として、その職責をしっかりと果たして参りたいと、決意を新たにしております。

区政報告会 ～決意を新たに～



区議会自民党・無所属クラブの一員として新たな決意をご報告させて頂きました。

区議会第2回定例会

6月7日に召集された第2回定例会では、報告案1件、補正予算案1件、契約案9件、条例案13件、議員提出議案6件、追加議案1件を可決し、7月6日に閉会致しました。

今定例会では、待機児解消に向けて保育園を整備する旧深川清掃事務所(白河4丁目)建物解体工事費用の補正予算案や深川老人福祉センター改修工事、深川北スポーツセンター機械設備の改修工事の請負契約案件など、地域に密接した議案を審査しました。

また定例会最終日には、中央防波堤内側・外側埋立地の帰属問題について、帰属を主張する江東区と大田区の当事者間の協議では解決が困難なため、東京都に対し、境界に関する論争の調停を申請する議案が追加提案され、全会一致で可決致しました。

(2面特集『なぜ？江東区が中央防波堤埋立地の全島帰属を主張するワケ』ご参照下さい。)

特集 **なぜ?** 江東区が 江東区民として、これだけは知っておきたい!

中央防波堤埋立地の全島帰属を主張するワケ

～今こそ、ごみ問題の歴史的沿革を再確認すべき～

ステップ1

東京都知事による『ごみ戦争』宣言

昭和39年、都より14号地(夢の島)の後に15号地(若洲)に処分場を建設したいと本区に要請があった。本区議会では本区地先である15号地埋立処分場の建設反対に関する決議を可決したが、清掃工場の完備と生ごみの全量焼却が実現する予定であった昭和45年まではやむを得ないとして、15号地処分場建設を了承した。しかしその後、江東清掃工場建設に協力してきた本区にとって、他区の清掃工場の建設が進展しない事を理由に埋立期限の延伸が繰り返される事は受け入れられるものではなく、区議会は「**ごみ投棄反対対策委員会**」を発足させた。こうした行動がきっかけとなり、昭和46年に都知事によって『**ごみ戦争**』が宣言され、都内の清掃工場や埋立処分場の建設が強力に推進された。



ごみ搬入車両が1日に5,000台を超え、ハエの大量発生や悪臭によって区民生活に甚大な被害が及んでいた。江東区、区議会が一体となってごみ搬入を実力阻止(東京都清掃事業100年史より転載)

ステップ2

『自区内処理』と『迷惑の公平負担』の原則

ごみ搬入の実力阻止という手段まで用いてごみ問題を取り上げてきた本区、本区議会は、長年に亘るごみ公害から区民の生活環境を守るためにも、23区内のごみの終末処理を本区に押し付けていた不合理を解消する必要があった。そこで都並びに22区に対して表明したのが「**自区内処理の原則**」と「**迷惑の公平負担の原則**」という考え方であり、平成12年の自治法改正によって清掃事業が区に移管された後の今もなお都と23区の基本的な考え方に位置付けられ、次のような結果に結びついた。

自区内処理…ごみの処分は発生地域で処理する事を基本に、清掃工場を持たない13区(昭和47年当時)に清掃工場を建設する計画が立てられ、**ごみ問題に対する各区の意識が高まる事**となった。現在、清掃工場未設置区は6区である。

迷惑の公平負担…各区の清掃工場の処理基準を超えるごみ量については、それぞれの区の金銭負担とする制度の創設について、本区の強い要請活動が実り平成22年度より実施されている。これにより、23区全体が**ごみの減量やリサイクルの推進**に努める事となった。

ステップ3

中央防波堤内側・外側埋立地が江東区に帰属する3つの主張

前述の都内のごみ処理を巡り、都による中央防波堤の内側、外側への埋立処分計画や埋立延伸計画について、今日に至ってもなお、都と本区による協議が重ねられている。その過程で本区は常に、区民生活に悪影響なごみ運搬車の区内通過に反対行動を起こしつつも、一方で東京23区民のごみ処理を進めなければならない、という大局的な見地に立ち苦渋の決断を繰り返してきた。

その中央防波堤埋立地が本区に帰属する事について、大田区との協議による解決が困難なため、本区、本区議会は以下の主張を確認した上で、東京都へ調停を申請しその判断を委ねた。

- 【1】江東区民の多大な忍耐と犠牲の上に造成された土地である。
- 【2】地理的接続性、住民の社会・経済上の便益、行政権行使の実状。
- 【3】2020年東京オリンピック・パラリンピックの準備・開催、さらに大会後の土地活用において臨海地域の魅力向上が実現できる。



本区西南に土地を拓ける中央防波堤埋立地 (本区資料より転載)

事務所の
お知らせ

江東区議会自由民主党・無所属クラブ
江東区白河1-2-1ジョインハウスイワキ203
電話/03-5621-6288 FAX/03-5621-6266

E-mail/7010@naoto-k.com
HP <https://www.kawakitanaoto.com>
f <https://www.facebook.com/naoto.kawakita>